

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則（昭和五十五年福岡県規則第二号）新旧対照表

改正案

現行

（償還金等の徴収事務の委託）

第二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により償還金等の徴収事務の一部を委託することができる。

（償還金等の徴収事務の委託）

第二条 知事は、償還金等の徴収事務について、九州信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）にその一部を委託することができる。

（納入の通知）

第三条 前条の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、償還金等を納入すべき者に納入の通知をしなければならない。

（納入の通知）

第三条 前条の規定により償還金等徴収事務の委託を受けた信漁連は、償還金等を納入すべき者に納入の通知をしなければならない。

（納入）

第四条 償還金を納入すべき者は、指定公金事務取扱者にこれを納入しなければならない。

（納入）

第四条 償還金を納入すべき者は、信漁連にこれを納入しなければならない。

2 （略）

2 （略）

（収納）

第五条 指定公金事務取扱者は、償還金等を納入すべき者から償還金等を収納したときは、当該収納金を直ちに指定金融機関に払い込むとともに、償還金等の内容を示す計算書を農林水産部水産局漁業管理課長を経由して知事に提出しなければならない。

（収納）

第五条 信漁連は、償還金等を納入すべき者から償還金等を収納したときは、当該収納金を直ちに指定金融機関に払い込むとともに、償還金等の内容を示す計算書を農林水産部水産局漁業管理課長を経由して知事に提出しなければならない。

（督促状の発付）

第六条 指定公金事務取扱者は、償還金について納入期限までに納入しない者があるときは、納入期限後二十日以内に督促状を発付しなければならない。

（督促状の発付）

第六条 信漁連は、償還金について納入期限までに納入しない者があるときは、納入期限後二十日以内に督促状（別記様式）を発付しなければならない。

2 （略）

2 （略）

（沿岸漁業改善資金管理簿）

第七条 指定公金事務取扱者は、沿岸漁業改善資金管理簿を備え、所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

（沿岸漁業改善資金管理簿）

第七条 信漁連は、沿岸漁業改善資金管理簿を備え、所要事項を記載しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、前項に規定する沿岸漁業改善資金管理簿の備付けに代えて当該沿岸漁業改善資金管理簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該指定公金事務取扱者は、次の各号のいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

2 信漁連は、前項に規定する沿岸漁業改善資金管理簿の備付けに代えて当該沿岸漁業改善資金管理簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付けを行うことができる。この場合において、当該信漁連は、次の各号のいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を指定公金事務取扱者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する方法

一 作成された電磁的記録を信漁連の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する方法

二 沿岸漁業改善資金管理簿に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を指定公金事務取扱者の使用に係る電子

二 沿岸漁業改善資金管理簿に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的記録を信漁連の使用に係る電子計算機に備え

計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて調製する方法

3 指定公金事務取扱者は、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

られたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもつて調製する方法


3 信漁連は、前項の規定により電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

改正案

(削る)

現行

別記様式（第6条関係）（表）

沿岸漁業改善資金償還金等							
督促状							
1 経営等改善資金	貸付決定年度						
2 生活改善資金	貸付決定番号						
3 青年漁業者等養成確保資金							
督促状番号（納入通知書調定番号）							
債務者							
滞納金	百	十	万	千	百	十	円
納入場所							
<p>さきに納入通知をした上記金額は、納期限（ 年 月 日）までに完納されておりませんので、違約金とあわせて至急納入してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">九州信用漁業協同組合連合会</p> <p style="text-align: center;">（代表者役職） 氏 名 印 </p> <p>○この督促状は、 年 月 日現在のものです。</p> <p>本状到着前に納入済のときは行き違いですからご了承ください。</p> <p>○この督促状は、福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則に基づき、福岡県知事の委託により発行するものです。</p>							

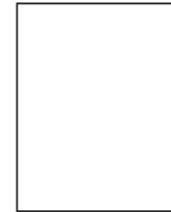
改正案

(削る)

現行

(裏)

郵便はがき



市 町
郡 村

番地

殿

(所在地)

九州信用漁業協同組合連合会